

正義觀念の變遷

藤井健治郎

あらゆる道德觀念の中で、正義の觀念ほど昔から種々に研究せられ、考察せられたものは多くなく、今日に於いても最も重要な倫理問題の一として、諸家の間に盛に論議せられてゐる。それは蓋その觀念が甚だ複雑な組織を有つてゐるが上に、實人生との交渉が極めて廣く、且痛切なものが爲であらう。此の一小論文はその觀念の古から今日に至るまでの變遷を論述して、それによつてその本質の如何を究明せん端緒となさんことを期するものである。

今日吾等が正義の名の下に思念してゐる觀念は、尠くとも適法、均衡、公平、平等等の四意義から構成せられてゐることは、吾等の常識を分析することによつて、容易に看取し得らるゝことである。しかし是は既に發達したる今日に現れてゐる意義であつて、その初めからそれ等四つのすべてを有つてゐたものでない。その初めには適

法公平などの意義が顯著であつて、その他の意義は發達するに従て漸次著はれて來るやうになつたものである(一)。而してかく發達しつゝあつた間に正義の觀念は種に變遷したのである。

ダイケーの神話にその起源を開いてゐる希臘、ダイカイオジネー(正義)は、やはりその原意を繼承して(二)、一體系を組織してゐる各部分が、その體系中に存在する所の規律、又は秩序に循つて、その當然居るべきの位に居り、その當然爲すべきのこゝとなし、嚴に互に相侵することなく、相助け相濟して、以て調和的統一を成す所の徳を意味してゐる。それゆゑダイカイオジネーは、略していへば適法の義であると言つて可い。プラトーンが『プロタゴラス』(“Protagoras”)や『國家論』(“Republic”)やに於いて論述した所の正義は、多くこの適法の意義以上に出てゐない。プラトーンの正義には個人的見解と、政治的見解との二種あるが、その本質に至ては異なる所ない。個人的見解からいへば、理と氣と、欲とが各其の分を守り、其の機能を完成する所に正義が存在するといふのであるし、政治的見解からいへば、理を表はす所の知者ソフィスタと、氣を表はす所の軍人と、欲を表はす所の實業家とが、各其の本來の領域を守りてその道を踐み、國家に對して爲すべきことを爲す所に正義があるといふのである。それゆゑ略していへ

ば、プラトーンの正義は適法といふ以外に多く含蓄してゐる所はない。

しがしながら翻て考ふれば適法といふ語は之を廣義に解釋すれば甚だ廣漠な觀念であつて、道德上に善不適法の場合には無論惡といはるゝすべてを包含してゐるといふことも出来る。何となれば例へば子には子たるもの一定の則があり、臣には臣たるものの一定の則があり、其他夫婦兄弟朋友隣人等にも皆それゝ一定の則がある。然るに子が子たるものの道を守るのは之を孝といひ、臣が臣たるものの則に率ふのは之を忠と稱するのであるが、その法に循ひ則を守るといふ方からいへば、その忠も孝も皆押しなべて之を適法といつて差支ない筈で、同じ道理でその他に善き行爲といはるるすべては、皆適法の行爲であるといつて可い譯であるし、之に反して凡そ惡といはるゝすべては、之を不適法といふことが出来る。是故に適法(不適法)を廣義に解すれば、道德的區別の全範圍を蔽ふ處のものであるといつて可い。だから唯適法と解しただけでは、未だ以て正義の獨特なる性質を表はすに足りない。

そこでアリストテレスは右の適法の意義以外に、『公平』の意義を附加して、それで始めて狹義の、そして獨特なる正義の意義を闡明すること出来ると説いてゐる(三)。公平とは(イ)有價物件を分配するに當て、その分配に與り得る人人の地位境遇功績

等を公平に考慮して、過不及なからんやうにし、^(四)ある損害に對して賠償を求むるに當り、その損害の程度に精密に相當するだけの賠償を求めるといふ意味である。前者は分配上の正義であり、後者は賠償上の正義である^(四)。正義も此の二義に限定せらるゝに至つて、始めて一般の道德的區別と殆んど同一義なる正義と異つた、狭義のそして獨特の正義の意義が闡明せられるのである。

アリストテレスは其『公平』の主義を常に『平等』の原理』(Gleichheitsprinzip oder Das Prinzip der Gleichheit) といつてゐる^(五)。成程平等てふ語は、さういふやうにも使へぬ譯でもない。例へば有價物件を分配するに當て、その分配に與り得る人々に對し、何等愛憎又は依怙最賔をすることなく、公平にその地位境遇・功績等を考慮して之を分配すると云へば、それは平等ともいへやう。しかしその平等は後世のストア學派の中に表はれて來たり、殊には近世の天賦人權論の中に表はれて來たりする所の、萬人は本來的には皆平等なものである、かういふ意見の中に見えてゐる平等とはその意味を異にしてゐて、それ等に比すれば無論不平等若しくは差別的であつて、そしてそれは『平等』といはんよりは、むしろ『公平』といふ方が穩當である。故にアリストテレスはその本文に於いて明に『平等』てふ語を用ゐてゐるに拘はらず、私は之を公平とい

つたのである。

そこで右のプラトーンやアリストテレイスやに依て代表せらるゝ希臘のダイカイ
 オジューネーは、(一)一體系を組織する所の各部分が、その體系中に存在してゐる規律に服
 従すること、いふ意味で、團體的又は全體的見解であるといつて可し、又(二)その各部
 分をその獨特の方面から見て、それに本來的なる特殊なる機能を發揮するといふ意
 味で、差別的本來的見解であるといつて可い。

一 正義觀念の起源については、私は『哲學雜誌』本年一月號に於いて『正義觀念の起源及發達
 について』と題して論じおきたれば参照されんことを望む。

二 ダイケーは元はツイスの一性質であつたが、後に人格化されて一つの獨立した女神とな
 つたのである。その女神はツイスの側に侍してゐて宇宙の秩序を維持し、主宰すること
 をその職分としてゐる。希臘語のダイカイオジューネーはそのダイケーに起源を有つてゐるの
 で、自然その神話の意味を繼承してゐる。

三 私はアリストテレイスの倫理學は、クリステアン・ガルフエの獨譯(一八〇一)を利用した。

四 *republick diktator, Stogierliche diktator* 第五卷第五章

五 第五卷第一章第四章第五章第六章等。

アリストテレースの平等は之を平等といはんよりは寧ろ『公平』と稱する方が穩當であることは前節に述べたのであるが、それとは異つてゐる吾等の意味してゐる平等、即ち近代的意義に於ける平等、更に詳しくは人間は門地、身分、職業、境遇等には差異があるが、人間そのものとしての本質に於いては何等異なる所なく、全く平等なものである、此うした意味の平等が政治的、經濟的、倫理的の觀念の一つとして思ひ浮べられ、そしてそれが正義觀念の一要素と考へらるゝやうになつて、正義の觀念も亦一變して來たのである。その顯著なる例は、之を近世の天賦人權論者の所說中に見ることが出来る。

天賦人權論は眞に近世的產物であつて、十八世紀に於いて殊にその隆盛を極めたものであるが、しかし十八世紀にのみあつたのではない、近世の初めから今日に至るまで、絶えず唱道せられてゐる説である。かく長い歴史を有てゐるが爲めに、同じく天賦人權論といつても多少互に相違してゐる所がある。第一に何が天賦の人權であるかといふ問題にした處が、必ずしも一致してゐるといふ譯ではない(一)。又人間

が平等であるといふ根據は何であるかといふが如き問題になると、そこに甚しく相違した見解が表はれてゐる(二)。かやうに仔細に之を見ると、天賦人權論も種々に分れてゐるのであるが、大體の上から之をいへば、人間は生れてゐる以上その生命を維持存続せしめて行く権利がある、然るにその生命を維持存続せしめて行くのには、少くとも或る程度の勞作の自由と、その勞作から生じたる財産の安固なる所有とが必要である。即ち勞作の権利、自由の権利、所有の権利等は、人に生命維持の権利ある以上、必ず承認せられなければならぬ権利である。是等はすべて人間が人間として、幸福に生存して行くのに缺くべからざる所のものであつて、その意味で是等は萬人に等しく天から賦與された権利であり、他面からいへば此等天賦の人權を完全に享有し、完全に行使して行くのが人生の目的である。此の點に於いては萬人は眞に平等なものであつて、門地、身分、職業、境遇等の如何によつて異なるものでない。かういつたのが天賦人權論の骨子であつて、互に多少は相違してゐる所の幾多の所説も、この骨子には反對してゐない。平等の近世的意義とは、やがて此の天賦人權論などの説くが如きそれを指すのである。

此うした平等觀念が思ひ浮べられて來たので、政治的正義も、經濟的正義も、倫理的

正義も、漸次其の意義を變化して來たのである。

希臘に於ける政治的正義は、之をソークラテース、プラトーンなどの思想に見たるが如く、甚しく階級的なものである。國家の政權は唯一部の階級に限りてのみ與へられ、他の階級の人々には之を與へぬやうにするが正義であると見たのである。而して時人は之を當然のことなりとして怪しまなかつたのである。しかしかうした事は、實に希臘に限つたことではない、オリヂェストリットなどのいつたやうに(三)、凡そ階級制度が年久しく行はれて、人人之を怪まないやうになつてゐる所では、政權の分配が不平等になつてゐても、社會上の權利が不平等になつてゐても、時人は之を不思議とせず、却て之を當然なものとしてゐるのである。印度にも、埃及にも、支那にも日本にもかうした事例は多く見られ得るのである。さて彼の希臘に於ける階級思想は、一度ストア學派の喝破に合ひ、羅馬に入つてから後には、二たび基督教の平等思想によつて動搖せしめられたのであるが、しかし實際の事實は如何といふに、年所を経るに従てやはり、征服者・被征服者・地主・小作人・大小名・臣下・武士・商工業者等の階級が生れ、政治上にも社會上にも甚しく不平等なものとなつてしまつた。そればかりでない、本來平等であるべき筈の基督教そのものまでが、儼然たる階級的王國を作くる

やうになつてしまつたのである。歐羅巴の近世文明はその階級制度を打破して起つた文明である。それゆゑ近世文明には個人主義的平等主義的色彩が、隅から隅まで鮮かに刷かれてある。

かやうに平等觀念を腦裏に思ひ浮べて觀ると、それまでは當然のことなりと見えてゐた不平等な政權の分配も、固定的な職業の世襲も、階級的な教會の組織も、すべて甚しく不都合なるものと見えた。是等はすべて人間のあるべき筈の状態ではない、政權は宜しく平等に分配すべく、職業は宜しく自由に選擇せしむべく、信仰は宜しく個人の自由に委すべき筈である。そういふやうになつてこそ、始めて人間はその天職の人權を享受行使して、人間として價值ある生活を營むことが出來、而して正義に適つた社會組織が實現せられるのであつて、彼の階級・因襲等に囚はれたる社會は、不正なる組織の社會である。近世文明は中世と近代との境界線に立て、先づかう觀じ、かう考へたのである。そこで近世の舞臺は宗教革命・産業革命(四)、政治革命等の活劇を以て開かれたのである。

一 例へばロッキは生命・自由・財産と數(Two Treatises on Civil Government) 北米合衆國の獨立宣言

書は生命・自由・幸福と述べ、佛國革命の憲法(一七九三)の前文は平等・自由・安全・財産と立てて

あるが如くである。

二 法理學の歴史に於いては通例所謂天賦人權論派と所謂法理哲學派とを區別してゐる。此の區別は無論立てることの出来るものであるが、しかし個人を平等なものと觀てその立脚地から法理を説いてゐる點は同一である。但所謂天賦人權論者は、例へばグロシーヌ、ホッブス、プーフェンドルフ等の如く、その平等論の根據を多くは自然的・經驗的・唯物論的に立てて居り、法理哲學者等は例へばスピノザ、カント、フイヒテ等の如く、超自然的・超經驗的・唯心論的に立ててゐる。是等が甚しく異つてゐる點である。それゆゑ歴史上の事實を離れて單に思想の聯絡上からいへば、所謂法理哲學者等の法理論は、所謂天賦人權論者の主張點を是認して、更にその主張の證據を哲學的に深くしたものであるといつて可い。これについては Stummeler, *Virchow's und Reecht*, S. 91, *Das Problem des Naturrechtes* を參照せられよ。

三 Henry A. Crossland, *Philosophy and the New Justice*, in *International Journal of Ethics*, Vol. XXV, p. 377. "In its primitive form, justice was the assignment of rights and duties in terms of the groups to which persons belonged... What was humanly due an individual in brief, had relation not to his personal merit or achievement but to the comparatively accidental group position which he held."

四 『産業革命』なる語は通例蒸汽機關の工業界に利用せられる様になつた十九世紀初葉の産業界の狀態を總括して表す所の語となつてゐるのであるが、而し十字軍以後から漸次變動しつゝあつた伊太利の産業及其後になつて喜望峯、經由の印度航路の發見、亞米利加大陸の發見等に促進された西北歐羅巴の産業界の狀態を表はすのに、産業革命といつても必ずしも穩當を缺く者であるまひと思つて『産業革命』なる語を茲に用ゐたのである。

三

かやうに近世は平等の意味を加へた正義の觀念をその本體とし、而してそれから割り出されたる條目キヤンソに循て其の政治、その法律、その産業、その教育、學術、宗教等の歩武を進めて來たのである。しかしながら正義の觀念は近世的意義の平等を包含することによつて、觀念それ自身が一大革命を享けねばならぬことになつたのである。その事情には直接間接の二様ある。先づその直接の事情から言へば、正義の觀念は平等の意味を帶ぶることによつて、それ自身の中に矛盾の如く見たる所の二要素を包容することとならざるを得ないことである。矛盾の如く見ゆる二要素とは外でもない。正義は一方に於いては各人を平等に見ることを要求し、他方に於いてはその價值、功績の差別に率つて見ることを要求するとをいふのである。前者は「凡ての人を皆一人と計算し、何人をも一人以上に計算する勿れ」(「Every one to count for one and nobody for more than one」(Benham))と要求し、後者はすべてその價值に率て一人を三人前にも半人前にもすることを要求する。前者はデモクラシーを理想とし、後者はアリストクラシーを標準とする。かやうに兩者は異つてゐるので、政權の分配について

も、企業の自由についても、富の分配についても、自然その所見を異にすることになるのである。而かも両者は皆正義の名に於いて之を主張するのである。是れ正義が平等の意義を帯ぶることによつて、それ自身の中に矛盾の如く見ゆる二要素を包容するやうになつたといふことである。

次に間接の事情といふは如何なることかなれば、天賦人權論者は人間を平等なものとした上に、猶そののみを實在してゐるものと見て、團體をば實在體と見ない、それは唯個人の契約に依て成つたる假の者であるとしたのである。そこで天賦人權論者の國家論は自然所謂契約説となつてしまい、そして正義の如きも人性に根ざして自然的に生れたものでなく、その契約に依て人爲的に作られたものである。かやうな結論になつて來たのである。即ち正義人爲説が現はれたのである。是が間接の事情といふのである。此の二つの事情によつて、正義そのものが革命をなしたのである。

希臘思想に於いては、(一)個人と團體とを離して考ふることは殆んど不可能であつたので、人間は生れながらに、政治的動物政治的動物であつた。然るに近世に於いては個人は眞實實在體であつて、團體はその作つた假の存在體となつた。従て前者に於いては

(二)法律も政治も道德も皆團體的に觀られてゐたが、近世に於いては個人的に見られるやうになつた。前者に於いては(三)正義は自然的のものであつたが、近世に於いては人爲的のものとなつた。前者に於いては正義はそれ自身で絶大なる内實的價値と光榮とを有するものであつたが、近世に於いては唯利用ユリイタイ又は快樂若しくは幸福へ達する手段としてのみ若干の價値を有することゝなつた。是等は實に正義觀念そのものゝ大なる革命である。先づ問接の事情から述べやう。

ホッブスに従へば人間の自然状態は皆その利己の本性を逞しうし、從て『萬人は萬人に對して相争ふ』(“Bellum omnium contra omnes”)の状態であつて、そこには道德も法律も全くない。しかし此の如く萬人相互に争ふことは却て利己の本性を害する。そこで吾人相契約して國家を作つてその中に生活し、始めて道德や法律やを見るに至つたのである。かやうにホッブスは説くのである(一)。是はホッブスの説方であるが、以てすべての天賦人權論者の國家論を代表せしめることが出来る(二)。されば正義の如きも他の一切の道德と同じく人間がその幸福又は利用を獲得する所の方便として、人間が任意に之を爲つたものとされたのである。人間が方便に作つたものであるから何等それ自身に内實的價値を有することなく、從て何等の尊貴な、崇高な

性質を有つてゐるものでない。かういふことになつたのである。正義のかくの如き觀方は古典的のそれとは甚しくその趣を異にしたものとなつたのである。古典的思想に於いては正義はあらゆる自然的徳義の中に於いて最も偉大な尊貴なもので(三)、エホヴァ神の高御座となるもので(四)、眞の天地の理と同じく永遠で又不斷のものであつて、人に本務を命じ、又虚偽の行爲を警告する所のものである(五)。と見てゐたのである。かうした觀方に較べては、人間の便利の爲に人間が任意に作つたものであるとの近世式の觀方は、あまりな懸隔のあるものである、而かもかうした觀方は十七、八世紀の哲學者等に重視された觀方であつて、ルソ一の『コントラソシヤール社會契約論』は、最も徹底的に系統的に此の思想を述べたものである。

けれども一切の道德や法律やを人間が任意に爲つたものと觀るのは、その尊貴な性質を理解せざる蒙昧の見であるとして、それに反對したのも多分にあつたのも事實である(六)。しかしそれ等の思想家は、天賦人權説者の立場とは全く異つた立場からさやうに主張したのであるが、天賦人權論者と略同一の立場に立つて而かもそれと違つた意見を樹てたものもある。それはヒュームである。ヒュームは吾等人間は個人としては甚だ微弱なもので、單獨では到底人間らしい立派な幸福な生活をする

ことは出来るものでない、それゆゑ吾等は是非社會を要するのである。社會生活をなすことに依て、(イ)衆人の力を協せることが出来、(ロ)各得意の方面に力を盡くして分業を爲すことが出来、(ハ)運命や不慮の事變に曝されることが少くなつて安全を得ることが出来て、始めて人間らしい幸福な生活をなすことが出来るやうになる。而して社會生活を爲すのには、必ず、(イ)所有の安固、(ロ)承諾又は同意に依る所の財産の轉換、(ハ)契約の成遂といふ三個條の規則を守らねばならぬ。是は社會構成の三根本的自
 然法であつて、同時に正義の規則である。それゆゑ正義は寛大(*generosity*)、中庸(*moderation*)、節制(*temperance*)等のやうに、人間の本性中に根ざしてゐる自然的徳義でなく、一部は風習傳説により、一部は一般の同情心から生じた人爲的徳義である。しかし人爲的なれども放肆のものではない。それは言語や貨幣は人爲的のものであるが放肆のものではないと同理である(七)。かやうにヒュームは正義は人爲的であるが放肆でないといつて、幾分か天賦人權論者の弱點を救つたのである。ミルの如く近世になつてからも、この點は依然問題として取扱はれてゐて、氏は正義を便宜などに結び付ける、甚しくその尊貴の性質を損するといつて非難するものもあるが、決してそんなものではないと、明瞭で熱のある語を以て辯疏してゐる(八)。

兎に角平等觀念の附加によつて、近世の正義觀念は個人的となり、人爲的に變つたのは事實である。さて此の事實に對して此に問題が起きる。その問題についての論述は、議論の本筋から横道へされることになるのであるから詳しいことはやめて、極簡單に之をいへばかうである。それは古代に於いては人間を差別的に不平等的に考察するのが正義であつたものが、如何うして近世に於いてはその反對が正義であるやうに考察せられるやうになつたかといふ問題である。換言すれば古代に於いては不平等を當然と思ひ、近世に於いては平等を當然と考へたのは何の故か。その當然の基礎は何でなるか。かうした問題が起きるのである。此の問題に對する輓近の倫理學上の所謂人類學派(九)の答は簡單である。風習は常に正しいもので、當時の人々によつて嘉納アップルターせられるものであり、風習に反するものは邪であつて、擯ディスタンツル斥せられるものである。此の嘉納擯斥の感情は正邪を區別する最後の標準であつて、そしてそれには、何等の理由もないものである。階級制度が行はれてゐて、それが世間の人々によつて嘉納せられてゐる限り、その階級制度は正しい制度であつて、擯斥せられるやうになればそれは既に惡制度となつたものである。而してその嘉納擯斥は全く主觀的のものであるが故に、嘉納せられたるが故に階級制度そのものがその價

値を増し、撥斥せられたるが故にその價值を損するといふやうなことはない。かやうに辯明するのである。しかしながらラッシュドールや、カーヴァーなどがついたやうに(二〇)、凡そ人類學派の研究は吾人に倫理研究の資料を與ふるものであるけれども、しかしそれを解決するものではない。甲乙時代を異にし、民族を異にすれば全く正反對の行爲が共に正しき行爲と認められたり、同一の行爲が正邪兩様に判断せられたりすることあるといふ事例を、澤山吾等に供給するものである。しかしそれを供給するだけでそれ等の事實について何等の解釋を與へるものでない。嘉納撥斥の感情は彼等のいふ如く、客觀の對象の價值に何等相關することなくして起さるものであるか、その評價に關する感情が正から負に、負から正に變ずる時に、何等理想の活動を豫想せざるものなるか。又道徳の變遷は、人類學派の立場からいへば、彼も一時是も一時で、其の間に何等の聯絡があるものでないといふことになる筈であるが、果してさういふものであるか。是等は人類學派の倫理學說の當然受けねばならぬ難詰であつて、吾等は人類學派の説によつて道徳の變遷を形付けてしまふことに左袒すること出來ぬ。横道ながら聊か辯じておく。

二 ホッブスの國家論と他の天賦人權論者のそれとはその契約起源を唱ふる點に於いては全く一致してゐる。本文に於ける私の意見は此の點をいふたのである。しかし主權の所在については甚しく異つてゐる。ホッブスは國家の主權は君主にありとなして君主獨裁國家を主張し、他の論者は人民にありとなして共和國家を唱道してゐるのである。此の點は大に異てゐるけれども、私は此の點についていつたのではない。

三 Aristotle, *Ethek*

四 舊約全書詩篇

五 Cicero, *De Republica*

六 ケムブリッジのプラトロン學派その他

七 Hume, *Treatise on Human Nature*, Bk. III, Pt. II

八 J.S. Mill, *Utilitarianism* の最後の章殊にその最後

九 Westermarck, *Origin and Development of moral Ideas*; Sumner, *Folkways*, 等

一〇 Rashdall, *Is Conscience an Emotion?*; Carver, *Essays in Social Justice*.



古代の團體的に解した正義の代りに、個人的に解し、自然的に解した代りに人爲的に解した近代の觀方は、その行き詰りを終に實際の方面に發見せざるを得なかつたのである。それは如何なることかなれば、先づ政治上に於いては個人的に解せられた

る正義論は國家の權能を消極的にのみ限定しなければならぬのである。即ち國家は唯一般の安寧と秩序とを維持し、之を保障するだけの仕事のみすべきものであつて、それ以上のことはすべて個人の自由に放任すべきものである。それ以上のことをなすは國家の罪惡であり正義の原則に悖反したものであると觀るのである。甚しきは國家と個人とを對立せしめ、檢察の眼を以て個人自由の敵として國家の行動を監視し、寸毫もその消極の畛域を踰えざらしめぬやうにしなければならぬ。是れが國家と個人との關係、即ち所謂國家の干涉 (*State Interference*) の正義であると限定して來たのである。この見地から國家が鐵道を敷設したり、港灣を修築したり、或る種類の作業をやつたりすること出來ぬのは無論、強制徵兵や強制教育も出來ぬことになるのである。しかしながら此の如きは國家間の競争が漸次にその激烈さを増して來た軌近の趨勢中にあつて、一國の獨立を期し、隆昌を圖る所以でない。かういふ譯からして天賦人權論から來た所の右の國家論は漸く事實の實際と遠かつて來て、その立場を失ふやうになつて來たのである。かやうに行き詰りになつて、そこで再び團體的見解が復活した。國家こそ眞實の實在體であつて、個人は唯それに依存する非實在體である。個人は國家の手段となり、方便となつて國家の獨立とその隆昌

とを圖るべきもので、それ自身の目的などといふことはない。従て國家は他に何を顧慮することを要せず、それ自らの爲に何でも爲して不可なることない。國家の意思を制限するものは國家のみである。國家は如何なる干涉を個人に加ふるとも決して不正といふことはない。かうした見解は個人主義的見解の頂點であつた十八世紀に既に表はれ(一)、十九世紀を通して(二)、今日に至つてゐる。

次に産業上では如何といふに、個人主義的見解の正義の産業上に於ける條目キキョクは言ふまでもなく自由競争である。企業も、貿易も、分配も皆自由競争に委して國家若しくは社會が毫も之に干渉せざるのが、是が産業上に於ける正義の條目である。アダム・スミスの『富國論』(Adam Smith, *Wealth of Nations*)は、正さにその條目に循て建設せられたる經濟學上の聖典である。然るに此の條目に循つた所の産業上の結果は如何ういふことになつたかといふに、富の分配が甚しく偏倚して貧富の懸隔が甚しくなり、社會は資本家と勞働者との二階級に峻別されてそこに階級戰爭を起し、社會をして非常な不安動搖の状態に陥らしめたといふことになつたのである。

産業上に於いてもかうした行き詰りになつて來たので、そこに正義觀念の改造が認められて來たのである。放埒なる自由放任主義レッチャー・フェイアは、唯個人の力をのみ觀て社會を

の者の力を観ざるものである。事業を起し之を經營して行くことの出来るのは、固より個人の力にも依るのであるが、又社會の他の人人の力にも依り、又社會そのものの庇護にも依るのである。だから企業家はその企業に依つて得たる收益の全部を獨で壟斷してしまふのは理由がない。社會又は國家はその安寧秩序を維持し、幸福を増進せんが爲に、個人の企業に干渉し、富の分配に干渉するのは決して不正なことではない。この思想もやはり十八世紀の後半から既に現はれてゐるので、彼のウヰリヤム・ゴットキンなどの扱つた問題も全く是である(三)。彼の説に於ける相互主義レプロソシヤリテイの如きは、一のユートピアに過ぎぬものであるとはいへ、その思想の精密なることは、此の方面の當時の思索家中で尤なるものであつたやうに思ふ。その後佛蘭西革命になつてゴッドキンのやうな思想が段々盛になつて、十九世紀に入つてからは愈緻密な學問的な研究が出来(四)、さうしてそれは學理の上ばかりでなく、實際にも行はれるやうになつたのである(五)。

今二十世紀に入つてから、正義の研究上に所謂『社會的正義派』(“Social Justice”)なる一派現はれて、著述に論文に盛んに自説を主張してゐる(六)。此等の主張は現在の政治組織や、産業組織やを根本的に破壊して、全く新たななる組織を立てんことを主眼と

してゐる所の所謂社會主義の思想とは別であつて、現在の組織制度の中にあつて、現在の弊を救はんとするものである(七)。それ故に『社會的正義』派を十九世紀風の社會主義と同一視するものは謬見であると思ふが、しかしその系統はそこから來たものであらう。是等の學者中には卓越した思索家と稱し得る程の人は、今猶見出し難いと思ふが、兎に角是等によつても今や世界の問題は正義觀念の改造に懸てゐることが分るし、又その改造は近世的な個人主義的見解を捨てて、古典的な團體主義的見解を復活せしめようとするにあるかを看取すること出来る。

此の正義觀念改造運動は、之を刑法改革運動の上などにも見られるのである。同運動は前世紀の未から起つた運動で、今日に至るまで繼續してゐる運動である。我が國にては夙く之に著手し、二十世紀に入つてから間もなく、現行の刑法に改めたのである(明治四十年、即一九〇七)。さて此の運動は如何なることを目的としてゐるかといへば、多くは刑罰を是定するシヤステイフイ根據は社會一般の安寧及び幸福を保障するにあると主張する所の、所謂社會防衛説に循つた刑法に作り更へやうとする運動である。その説の當否は今言はないが、此處では唯之を見ても現今に於ては如何に正義を團體主義的に解釋せんかとの氣運の高まつてゐることが分るといへば宜い。

- 一 Ludwig v. Ealler, *Restauration der Staatswissenschaften*. 等
- 二 Kirchmann, *Die Grundbegriffe des Rechts und der Moral*; Gneist, *Der Rechtsstaat*; Anton Menger, *Neue Sittenlehre* 等
- 三 William Godwin, *Political Justice*.
- 四 K. Marx, *Kritik der politischen Ökonomie, Kapital*; Bernstein, *Voraussetzungen des Sozialismus*; Karl Menger, *Das Recht auf vollen Arbeitssatzung*; Eugen von Böhm-Bawerk, *Geschichte und Kritik der Kapitalzins-Theorien*; Sombart 諸書等
- 五 所謂社會政策は輒近國家の實行する所にして我が國に於いても著々之を實行しつゝある。
- 六 Willoughby, *Social Justice*; Curver, *Essays in Social Justice*; Overstreet, *Philosophy and the New Justice* (in *International Journal of Ethics*, Vol. XXV); Wright, *Private Property and Social Justice* (in *Intern. J. of E.* Vol. XXV); Lisle, *The Justification of Punishment* (in *Intern. J. of E.* Vol. XXV.)
- 七 上掲ライト氏の論文參照

五

最後に彼の正義觀念の革命を起した直接の事情即ち平等と差別との見解について簡單に一言して此の論を終らうと思ふ。平等の意味の正義の條目は人は一人とのみ計算せられ、何人も一人以上に計算せらるべきものでなく、政治上に於いては政權の分配が萬人に平等にせられ、産業上に於いては企業は自由放任で、富の分配が等

分にせられるといふことになる譯である。此の條目は近世の國家社會に實際に適用せられたのである。しかし、その行き詰りになつたことは既に述べた通りであるし、又理論上から之をいふも、例へば政治上に於いて知識の深い高いものも、その淺い低いものも、皆同様に一票だけの選舉權をしか有たぬといふが如き、又産業上に於いて、知あるも知なきも、勤勉なものも、懶惰なものも、同様に富の分配を享くるといふが如きは、是は正義の均衡といふ點から見て、甚だ不都合なものである。それゆゑその點からいへば、『各その價値に率て』といふことを條目とする差別的見解の方が可い譯である。しかしながらその差別的見解は、年所を経るに従て階級制度、階級思想を馴致することとなる。そこに兩者の矛盾がある。近世國家社會に於ける國會開設の運動、その反對運動、選舉權擴張の運動、その反對運動、婦人選舉權運動、その反對運動、社會主義運動、その反對運動、ニエチ主義運動、その反對運動、是等は皆平等と差別といふ正義觀念の二要素を基礎として、いづれも正義の名を冠して起つてゐる運動で、その著眼點は均衡といふことにある。(平等論については私は丁酉倫理會倫理講演集の大正四年十月號及び十二月號に於いて詳しく論じたことがあるから此には之を略する)。そこで軌近に於いては平等の條目と差別の條目とを調和しやうといふのが

318 倫理研究者の着眼點となつてゐる(1)。

以上正義觀念の變遷の大略を論述したのであるが、右によれば先づ大體からいへば第一には古代のは團體主義的の見解であつたものが、近代になつて個人主義的となり、輓近更に團體主義的にならんとする傾向になつて居り、第二には古代のは差別的であつたものが近代には平等的になり、輓近はその兩者を統一しやうといふことになつてゐる。又その内容からいへば第三に古代のは重に適法・公平の二要素が唱道せられ、近代に入りて平等の要素が高調せられ更に輓近に至つては均衡の要素が多く顧慮せられるやうになつたと結論することが出来るやうである。

1 Rashdall, *Theory of good and Evil*, vol. I

(大正五・五・五稿)